

沖縄県医療施設等経営強化緊急支援事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、別表に定める対象施設に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この手続きについては沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第10号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、経費及び補助金の基準額は、別表のとおりとする。

(補助額の算出方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表により算出された額の合計額とする。ただし、事業区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める補助基準額、補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める指定する日までに、事業別に定める申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費配分の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上(民間団体にあっては 30 万円)の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)は、知事が指定する様式により速やかに、知事に報告しなければならない。

また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (10) この補助金の交付を受けた医療機関等は、厚生労働省及び沖縄県が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(変更の承認)

第6条 前条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、沖縄県医療施設等経営強化緊急支援事業変更承認申請書(様式1)に別に定める書類を添えて、又は沖縄県医療施設等経営強化緊急支援事業中止(廃止)承認申請書(様式2)に中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、沖縄県医療施設等経営強化緊急支援事業遂行状況報告書(様式3)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業別に定める実績報告書に關係書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日)又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助

金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

(補助金の概算払又は前金払)

第11条 知事は必要があると認める場合においては、交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

(検査及び報告)

第12条 知事は、補助金の適正な執行の確保のため、必要に応じて補助事業者に対して、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(書類等の提出)

第13条 補助事業者は、この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業所管課へ提出するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月2日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

この要綱は、令和7年8月18日から施行し、令和7年7月14日から適用する。

別表

1 生産性向上・職場環境整備等支援事業

(1) 事業の目的
本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。 ※ 事業内容等は厚生労働省が発出する「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」に準じる。
(2) 補助対象施設
令和7年3月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション
(3) 補助対象経費
限られた人員でより効率的に業務を行うための環境整備に係る以下の取組のいずれか(複数可)を対象とする。 令和6～7年度の取組を対象とする。 ア ICT機器等の導入による業務効率化 イ タスクシフト／シェアによる業務効率化 ウ 補助金を活用した更なる賃上げ ※ 補助対象経費の考え方については、厚生労働省が発出する「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ&A」(時点で最新版)に準じる。
(4) 補助基準額
ア 病院・有床診療所(※) 許可病床数×4万円 イ 無床診療所 1施設×18 万円 ウ 訪問看護ステーション 1施設×18 万円 ※ 許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18 万円を支給する。
(5) 補助率
10/10
(6) 申請方法
提出期限 別に定める。 提出様式 申請:生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書(生産性様式1)、生産性別紙様式、その他必要書類

実績報告:生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書(生産性様式2)、生産性別紙様式、その他必要書類

※ 申請額及び請求額に消費税を含まないものとする。

(7) その他

本補助金の交付を受けた施設の代表者又は代表者であった者が、以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給した補助金全額の返還を求める。

ア 対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたと認める場合。

2 病床数適正化支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等様々な課題に際して生じる負担について支援を行う。

※事業内容等は厚生労働省が発出する「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」に準じる。

(2) 補助対象施設

病院、診療所

(3) 補助対象経費

医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関の以下の取組を対象とする。

ア 令和6年12月17日から令和7年9月30日までの間に病床数の削減を行う病院又は診療所。

イ 削減の対象となる病床は、一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。

(4) 補助基準額

削減した病床1床につき4,104千円

※ 支給対象の稼働病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給する。

また、以下の病床については対象外とする。

- ①産科部門の病床(MFICU 等を含む)及び小児科部門の病床(NICU・GCU 等を含む)を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）
- ②同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- ③事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- ④病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- ⑤医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑥診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合、その削減した病床数
- ⑦その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数

ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第 42 条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。） イ 放射線治療病室の病床 ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床 エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 16 条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第 42 条第1項第1号又は第 61 条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）。	(5) 補助率
定額(削減した病床1床につき 4,104 千円)	(6) 申請方法
提出期限 別に定める。 提出様式 申請: 沖縄県医療施設等経営強化緊急支援事業補助金交付申請書(病床数適正化様式1)、その他必要書類 変更申請: 沖縄県医療施設等経営強化緊急支援事業補助金変更交付申請書(病床数適正化様式2)、その他必要書類 実績報告: 沖縄県医療施設等経営強化緊急支援事業補助金実績報告書(病床数適正化様式3)、その他必要書類 その他 ・ 以下に該当する場合は補助対象外とする。 ①令和7年9月 30 日時点において廃院している場合(10 月1日以降に廃院を予定している場合を含む。) ②令和7年9月 30 日時点において事業譲渡等をしている場合(10 月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。) ③介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合	

④有床診療所から無床診療所への変更の場合

(7) その他

本補助金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、補助を行った補助金全額の返還を求める。

ア 給付金の支給を受けた日から、令和 17 年9月 30 日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、県知事において病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。